

◀⑱就 労▶

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
	[手帳を持っていない方でも利用できる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。]														
職業相談・職業紹介・職場定着指導	サービス内容	<p>求職申込みをされた障がい者の方に対し、専門の職員による障がいの状況・技能・知識・適性・希望等の綿密な相談、求人の検索、マッチング等を行い、企業への就職のお世話をいたします。</p> <p>また、長崎障害者職業センターと連携した職業評価、就労前準備訓練の実施等により就職前のフォローアップ、及び就職後においても職場への定着を進めるためのアフターケアを行っています。</p>													
	条件	<p>身体障がい者（身体障害者手帳1級から6級の障がい者を有する方及び7級の障がいを2つ以上重複して有する方）、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者であり障がい安定し就労可能な状態の方、及び身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者以外の障がい者</p>													
	申請手続きに必要なもの	<p>身体障害者手帳または指定医の診断書もしくは意見書、療育手帳または判定を受けた機関の判定書、精神障害者保健福祉手帳または主治医の意見書、特定疾患医療受給証もしくは特定医療費（指定難病）受給者証あるいは医師の診断書のいずれか。</p> <p>※詳しくはお尋ねください。</p>													
	問い合わせ先	佐世保公共職業安定所（0956-34-8609）、江迎公共職業安定所（0956-66-3131）													
職場適応訓練	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	サービス内容	<p>県知事が事業主に委託し、障がい者の能力に適した作業について6カ月以内（中小企業及び重度障がい者は1年以内）の実地訓練を行い、それによって職場環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらう制度です。訓練期間中は訓練手当及び通所手当が支給されます。</p>													
	条件	<p>○ハローワークに求職登録した方で、当該職場適応訓練の受講により、訓練終了後に常用雇用に移行可能と判断される方</p> <p>○身体障がい者については、一定の要件を備えた方に限ります。</p> <p>○精神障がい者のうち精神障害者福祉手帳をお持ちでない方については、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかんにかかっている方に限ります。</p>													
	申請手続きに必要なもの	<p>職業相談時にご案内します。</p>													
	問い合わせ先	佐世保公共職業安定所（0956-34-8609）、江迎公共職業安定所（0956-66-3131）													

# 《⑱就 労》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
職業訓練														
サービス内容	<p>一般の公共職業訓練及び民間委託先等での職業訓練への障がい者の受け入れ及び障がい者専用訓練（特定の障がいに限られる場合があります。）並びに県外の障害者能力開発校での職業訓練があります。訓練期間中は、訓練手当及び通所手当等が支給される場合があります。</p>													
条件	<p>ハローワークに求職登録した方で、訓練の受講により職業に必要な技能を習得し、就職を容易にして、職業的自立が図れる方</p>													
申請手続きに必要なもの	<p>職業相談時にご案内します。</p>													
問い合わせ先	<p>佐世保公共職業安定所（0956-34-8609）、江迎公共職業安定所（0956-66-3131）</p>													
事業主への助成														
サービス内容	<p>ハローワークの紹介により就職した方については、特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用奨励金等の事業主への助成があります。</p>													
条件	<p>ハローワークに求職登録をされた障がい者の方をハローワークの紹介により雇い入れた事業主で、一定の要件に該当するもの</p>													
申請手続きに必要なもの	<p>助成金にかかる各種申請書及び添付書類、関係帳簿等</p>													
問い合わせ先	<p>佐世保公共職業安定所（0956-34-8609）、江迎公共職業安定所（0956-66-3131）</p>													